

○三条地域水道用水供給企業団事務局設置条例

昭和50年 7月16日
条例 第 8 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき企業長の権限に属する事務を処理させるため、三条地域水道用水供給企業団に事務局を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。